

（備考）

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。

様式第15の3の備考3を「様式第1」及び「その他は、様式第1」並びに「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第15の4及び様式第16及び様式第17の備考7の備考14及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考5項及び「第18条第3項」並びに「同様の備考1」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第18の備考3を「手数料追加納付書」の下の「（国際調査に係る追加納付）」を加え、同様の備考1及び「第18条第5項」及び「第18条第3項」並びに「同様の備考3」及び「様式第7の備考14」及び「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第二十八の二を次のように改める。

様式第28の2 削除

様式第二十九の二(2)（振込みを証明する書面）

を「様式第11の7の備考3」に変更する。

様式第二十九の二(2)（certificate of payment: copy）を削り、同様の備考中「様式第7の備考14」を「様式第11の7の備考3」に変更する。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二十二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一号中「提出」の下に「特許出願又は実用新案登録出願と同時にするものに限る。」を加え、同条第十二号中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項（同法第四十三條の二第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）’特許法第四十三條の二第三項」に改め、「提出」の下に「特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願と同時にするものに限る。」を加え、同条第三十五号中「第四十八條の十六第六項」を「第四十八條の十六第五項」に改める。

第十一條第一項の表の第六号手続欄中「特許法第四十三條の二第二項」を「特許法第四十三條の二第二項」に改める。

第十二條の表「第十條第十二号に規定する手続」の項書面欄中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項（同法第四十三條の二第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）’特許法第四十三條の二第三項」に改め、同項記載事項欄中「同法第四十三條の二第三項」を「実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）’特許法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の二第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）又は特許法第四十三條の三第一項若しくは第二項」に「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十九條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 商標法第五條第四項の規定により提出する経済産業省令で定める物件

第十九條第一項第十五号中「第二十條第二項」を「第二十條第五項」に改める。

第二十三條第一号中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項（同法第四十三條の二第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）’特許法第四十三條の二第三項」に改め、同号中「第四十八條の十六第六項」を「第四十八條の十六第五項」に改め、同条第七号中「ハまで」を「ホまで」に改め、ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同条第九号中「第一百五十一條（同法第七十一條第三項）の下に「及び第二百二十條」を加える。

第三十四條の二第五号中「第四十三條の二第三項」を「第四十三條の二第二項（同法第四十三條の二第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）’特許法第四十三條の二第三項（実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十一條の八第一項中「第十八條第五項」を「第十八條第三項」に改める。